

# グローバル・リスク・ウォッチ Vol.18

## 嵐のグローバル金融市場がスーパー台風を迎えるとき 他

=====

<<index>>

- [1. 嵐のグローバル金融市場がスーパー台風を迎えるとき\(大山\)](#)
  - [2. 資本規制強化からベストプラクティス重視への転換の兆し\(岩井\)](#)
  - [3. イールドカーブの形状変化\(祖父江\)](#)
  - [4. 新興国ビジネスリクシーズ\(8\)~ブラジル~\(茂木\)](#)
  - [5. シンガポールの中央銀行\(MAS\)が一元的な資金決済関連の枠組みと新ガバナンス体制を提案\(森\)](#)
  - [6. 講演最新情報\(2016年9月時点\)](#)
- =====

### 2. 金融規制の動向に係る概観(トレンド&トピックス)

#### 資本規制強化からベストプラクティス重視への転換の兆し

有限責任監査法人トーマツ シニアマネジャー 岩井浩一

金融危機後に進められてきた金融規制強化に足並みの乱れが出始めるなかで、幾つかの法域から、特に銀行の資本規制に関して、これまでの改革が行き過ぎているとの懸念が指摘され始めています。

9月に中国で開催されたG20に向けて、金融安定理事会(FSB)やバーゼル銀行監督委員会(BCBS)から、この数年の規制改革の進捗状況に関して、数多くの報告書が公表されています。そのなかで、以下を含む幾つかの分野で国際的に合意された遵守期限が守られない可能性が示されています。

- (1) 非清算デリバティブ取引への証拠金要件
- (2) 銀行の清算機関(CCP)向けエクスポージャーに係る資本要件
- (3) カウンターパーティ信用リスクの標準的アプローチ
- (4) ファンドへのエクイティ投資に係る資本要件

- (5) 改定ピラー3 フレームワーク
- (6) プラットフォーム取引を義務付ける要件

特に、(1)の非清算デリバティブ取引の証拠金要件については、2016年9月の遵守期限を守れるのはFSBに加盟する24カ国のうち3カ国に限られるだけでなく、約半数の加盟国が2017年3月の導入すら見通せていない状況にあることが確認されています。規制遵守のタイミングが国によって異なってくると、先に規制を遵守する国やその国の銀行が競争上不利を蒙るという議論に繋がりがやすく、その結果、規制遵守が全体として後ずれしていく可能性が出てきます。現状では、日本と米国が国際合意に従った規制の導入にコミットしているため、“なし崩し的”な動きには至っていませんが、香港やシンガポール、オーストラリア等、アジアの金融センターでも証拠金要件の策定が遅れ始めていることもありますので、今後の動向には注意が必要でしょう。

このように遵守が遅れている分野があるのに加えて、信用リスクやオペレーショナルリスクに係る標準的手法に関して、欧州各国から、欧州域内の銀行への影響が大きくなり、その結果、実体経済への悪影響が生じかねないとして、この期に及んで「緩和が必要」という主張が聞かれ始めています。こうしたなかで、BCBSの上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ(GHOS)からは、「BCBSは全体的な資本要件を顕著に引き上げないことにフォーカスすべきである」という声明が公表されています。「全体的な資本要件を顕著に引き上げない」という方針はこれまでも確認されてきた内容ではありますが、この考え方を強調し始めると、資本フロアの議論に影響を及ぼすだけでなく、信用リスクやオペレーショナルリスクの資本要件の再見直しに繋がる可能性もあり、邦銀にとっても大事な論点になるでしょう。

規制遵守のタイミング、そして資本規制自体の見直しも視野に入るなかで、今後の金融規制はどのような方向に向かうのでしょうか？一つの可能性は「監督の重視」、「ベストプラクティスやグッドプラクティス重視」かもしれません。例えば、FSBは、金融機関のミスコンダクト対策の方向性として、2017年末までに、金融機関がミスコンダクト対策として取り入れているガバナンスや報酬面での「優れた実務」を取り纏め、ガイダンスを公表する方針を示しました。更にFSBは、経済協力開発機構(OECD)のコーポレートガバナンス原則のピアレビューを実施し、効果的な実務を確認し、ガイダンスの検討時に活用する意向にあります。このようにFSBは追加の「規則」ではなく、金融機関の優れたプラクティスを広く共有することを通じて、各国の監督当局や金融機関に対応を促す方針にあるように見受けられます。

グローバル経済が全体として十分な成長を達成できていないなか、金融規制への眼差しが厳しくなっているともみられるでしょう。規制強化からベストプラクティス重視への流れは既に金融庁が主張してきた動きと一致する感もあります。国際金融規制改革のトレンドが変化するかどうかを見極めるタイミングに差し掛かってきたように思われます。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](https://www.facebook.com/deloitte)、[LinkedIn](https://www.linkedin.com/company/deloitte)、[Twitter](https://twitter.com/deloitte) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。